

2005年10月11日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

「1株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」および
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」
に対する意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成17年9月22日付でコメントの募集が行われた企業会計基準草案第10号（企業会計基準第2号の改正案）「1株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第13号（企業会計基準適用指針第4号の改正案）「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめたので提出いたします。

記

審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

審議委員

公認会計士（新日本監査法人）

太 田 達 也

電通 経理局経理部主管

小 柳 肇

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

明治製菓 経理部経理グループ

津 田 朋 基

公認会計士（監査法人トーマツ）

中 島 努

公認会計士（あずさ監査法人）

中 島 祐 二

日本大学講師

濱 本 明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文 挟 誠 一

日本電気 経理部主計室マネージャー

松 倉 博 之

公認会計士（中央青山監査法人）

山 岸 聡

公認会計士（中央青山監査法人）

綿 貫 知 芳

以上

連絡担当者：事業部長 小 野 均

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」および「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

平成 17 年 9 月 22 日に公表された「1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」（以下、「企業会計基準公開草案第 10 号」という。）および「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、「企業会計基準適用指針公開草案第 13 号」という。）は、会社法が公布され、それに伴い企業会計基準公開草案第 6 号および第 9 号が公表されたことから、平成 14 年 9 月 25 日に公表された企業会計基準第 2 号および企業会計基準適用指針第 4 号の改正を行ったものである。これまで、企業会計基準第 2 号および企業会計基準適用指針第 4 号は、わが国の公正なる企業会計慣行としての役割を担っており、今回の改正は会社法の公布等に伴う語句の修正が多く、実質的な内容を変更するものは少ないので、基本的には大きな問題はない。しかし、次の点に問題があるので、改善すべきである。

- 1 企業会計基準公開草案第 10 号 5 項は、普通株式の定義を規定しているが、この定義では、議決権に制限のない株式に参加型の優先配当権のみを付加した株式のように、なんら株主の権利内容に制限のない株式も、普通株式となってしまう。1 株当たり当期純利益の算定において、普通株式の概念はもっとも基礎的な概念の 1 つであるので、できるだけ誤解の生じないように定義すべきである。たとえば、「普通株式とは、会社法 108 条 1 項各号に定める種類の株式以外の株式をいう。」など、会社法の規定に基づき定義すべきである。
- 2 企業会計基準公開草案第 10 号 16 項および 45 項は「基準日」という用語を使用している。この基準日とは、会社法 124 条 1 項の基準日をさすものと思われるが、何の基準となる日かが明らかでないので、その点を明確にすべきである。
- 3 企業会計基準第 10 号第 46 項で、「また、優先配当積立金や役員退職慰労金のように、普通株主に帰属しないと考えられる計数の変動であっても」と記述するが、優先配当積立金や役員退職慰労積立金が剰余金の額を変動させるのではなく、それらの積立金の積立て又は取崩しが剰余金の額を変動させるのであるから、表現を改めるべきである。
- 4 企業会計基準公開草案第 10 号 54 項で、「なお、わが国における従来の方法…」との記載があるが、「従来の方法」の定義が明らかではない。たぶん、企業会計基準第 2 号が公表される前の方法を指していると思われるが、この記述からでは、この公開草案が公表される前の方法を指しているとも考えることもできるので、「企業会計基準第 2 号公表前のわが国の方法」などとして、「従来の方法」の定義を明らかにすべきである。
- 5 企業会計基準公開草案第 10 号 56 項は、「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の目的は」というが、これは「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定目的は」とすべきである。
- 6 企業会計基準適用指針公開草案第 13 号 11 項（3）は、「当期の配当後の配当に参加できる額」と記述しているが、この文言は分かりにくいので、「当期の優先配当後の普

通株式に対する配当に参加できる額」など、その意義がわかるように変更すべきである。

7 企業結合が行われたときに、その会計処理として持分プーリング法が採用されたときの 1 株当たり当期純利益の算定方法が明らかでない。特に、期間比較をするために算定される前期の 1 株当たり当期純利益の算定方法が明らかでなく、実務上問題になるものと思われる。したがって、持分プーリング法が採用されたときにおける 1 株当たり当期純利益の算定方法の計算例を示すべきである。

8 期中に分割型会社分割が行われた場合の 1 株当たり当期純利益の算定についても、期間比較をするために算定される前期の 1 株当たり当期純利益の算定方法が明らかではないので、その算定方法の計算例を示すべきである。

なお、企業会計基準公開草案第 10 号および企業会計基準適用指針公開草案第 13 号に直接関係する問題ではないが、これらの公開草案とともに公表されている比較表において、企業会計基準適用指針公開草案第 13 号 8 項および 35 項の計算式における分子がないことを申し添える。

以上